

そらいろ通信 11月

社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・給与計算・年末調整
- ・労災に関するご相談・請求手続き
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案



一気に冬に突入、という感じですが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

先日、大学の合気道部の50周年記念式典がありました。私もその一員として実行にたずさわったのですが、来賓含めて250名もの出席があり、創部から50周年の歴史を振り返り、道場もなく土の上で練習された時代から、体育会に昇格したものの部員不足で廃部寸前の時代もあり、その後念願の道場ができて、その後の私たちを含め現役はとても恵まれた環境で練習させてもらっていたことを改めて実感しました。

なんでも今の状況を当然に感じてしまうものですが、当たり前でなかった時代があったわけで、何事にも決して感謝の気持ちを忘れてはいけないと心を引き締めました。因みに、我々合気道部のモットーは故初代監督が提唱した「闘志・至誠・感謝」です。



気になるお金の相場

～社員への結婚祝金～



他社はどうしているのか、世間の相場は？ いろいろな数字をご紹介します。貴社の参考にしてください。(日本実業2009年調査 集計企業数124社)

(単位：円)

| 勤続年数 | 1年未満 | 満1年 | 満5年 | 満10年 | 満15年 |
|-------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 最高額 | 50,000 | 70,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 |
| 最低額 | 5,000 | 5,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 平均額 | 19,323 | 23,836 | 39,033 | 43,468 | 43,252 |
| 最多回答額 | 20,000 | 20,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 |

★これで完璧！ 11月の事務



☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

10月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、11月10日までに納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

10月分の社会保険料・児童手当拠出金を 11月30日までに納付。

☆9月決算法人の確定申告と納税☆

9月決算法人の確定申告と納税、3月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 11月中の決算応答日までです。

☆年末調整の準備☆

年末調整に向けて、申告書の配布と回収を行いましょ。回収を行ったら、きちんと記入されているか、添付書類に漏れがないかなどチェックを行い、不明確な部分は早めに確認しておきましょう。今年の年末調整は、昨年度と大きく違う部分はありません。

★トピックス★

有給休暇の取得率 47.1%

厚生労働省が「就労条件総合調査」（従業員30人以上の企業4,406社が回答）を発表し、2009年における年次有給休暇取得率が47.1%（前年比0.3ポイント減）となったことがわかりました。50%を切ったのは10年連続です。

精神疾患にかかる労災認定を迅速化へ

厚生労働省は、労災認定の判断指針を改正し、業務上のストレス等により精神疾患となった人の労災認定を迅速化する方針を示しました。昨年度平均で「8.7カ月」かかっていますが、「治療や職場復帰が遅れる」との意見を受け、「6カ月」以内の認定を目指すとしています。



**Q. 外国人を雇用する際の注意点を
教えてください。**

A. 最近、日本で働く外国人が増えてきましたが、日本に在留する外国人は、入国の際に許可された資格の範囲内で、定められた在留期間に限り活動することが認められています。従って、外国人を雇う際には、働かせようとする仕事の内容が在留資格の範囲内であるか、在留期間を過ぎていないかを確認する必要があります。パスポートや外国人登録証を提示してもらい、必ず確認をしましょう。雇ってから不法就労者であることを知らなかった、といっても通じませんのでご注意ください！

就労が認められる資格には、①在留資格に定められた範囲での就労が可能な在留資格（外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能）②個々の外国人に与えられた許可の内容により就労の可否が決められる在留資格（特定活動…ワーキングホリデー、アマチュアスポーツ選手、技能実習生など）③就労活動に制限がない在留資格（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）があります。

これらに対して、文化活動、短期滞在、留学、就学、研修、家族滞在は就労できない資格です。ただし、資格外活動の許可を受ければ、1週間28時間までのアルバイト等を行うことは可能になります。逆にいえば、会社が外国人留学生などをアルバイトとして雇う場合には、1週間28時間を超えて働かせてはならないので注意が必要です。

雇入れ時には就労の可否をきちんと確認していても、雇っている途中で在留期間を過ぎてしまっ
てはいけませんから、期限の確認も度々する必要もあるでしょう。

雇ったら、雇用保険に加入する者、しない者にかかわらず、ハローワークに報告の義務があるので、忘れないようにしましょう。また、各種社会保険の加入は、外国人だから入れなくてよい、ということはないので、日本人と同じように雇用期間・勤務時間等に応じて加入させる義務が生じます。

いきいきした会社づくりをお手伝い

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

